

魚津市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請要項

1 目的

ふるさと納税制度による魚津市（以下、「市」という）への寄附の促進及び市の魅力や地元特産品等の PR 等を行うため、寄附者に対して贈呈する返礼品の登録申請について、必要な事項を定める。

2 返礼品提供事業者の要件

申請できる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 魚津市内に事業所を有する法人、団体又は個人事業者等であること。
- ② 市税の滞納、未申告等がないこと。（申請の時点で、市による納税状況確認に同意したものとみなす。）
- ③ 各種法規則、条例に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。
- ④ 返礼品の配送は、第3項に規定する中間事業者からの発注に基づき出品事業者が行うこととし、電子メール等による連絡が可能なインターネット環境を有し、受注及び配送作業が整っていること。
- ⑤ 返礼品の商品管理、発送、問い合わせ及びクレーム処理などの対応ができること。なお、ふるさと納税に係る業務については、中間事業者の指示に従うこと。
- ⑥ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱いができること。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者）でないこと。
- ⑧ 代表者等が魚津市暴力団排除条例（平成24年3月21日条例第1号）第2条第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者（暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）でないこと。

※上記要件を満たす場合であっても、返礼品や事業の内容、過去の販売実績、その他の事業を総合的に勘案し、返礼品提供事業者として適当でないと判断した場合は、承認しないことがある。また、承認後においても適切な対応等を行わなかった場合は承認を取り消すことがある。

3 中間事業者

市は、提供事業者の募集や返礼品の発送依頼並びに返礼品代の支払い及び

寄附者からの問い合わせ等、返礼品に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、その業務を民間事業者に委託するものとする。

4 返礼品について

(1) 採用要件

返礼品は、ふるさと納税の返礼品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号/令和 6 年 6 月 28 日改正）第 5 条に規定する総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）及びこの告示に関する総務省通知に適合するものであり次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ① 市内で生産、製造、加工等をしているもの又は提供しているサービスであること。
- ② 市の魅力や特産品の PR、地場産業の振興につながるものであること。
- ③ 関係法令（食品衛生法、食品表示法、景品表示法、旅行業法等）、総務省告示等に違反していないもの。公序良俗に反していないもの。
- ④ 受注後 1 か月以内に発送できるもの。ただし、収穫時期が限られる商品等、市が認める事由がある場合はこの限りではない。
- ⑤ 品質及び数量について、安定供給が行えるもの。ただし、数量限定、期間限定で供給可能なものはこの限りではない。
- ⑥ 食品の場合は、賞味期限が出荷日を含め 4 日以上であることを基本とする。4 日未満のものについては、返礼品発送委託業者や市と事前に協議を行い、商品が適切に寄附者の手元に届けられると判断した場合に登録を認める。
- ⑦ 役務の提供の場合は、そのサービス等の利用にあたっての予約方法が確立され、かつ寄附者と利用に係る調整を行う体制が整っていること。
- ※ 加工品の場合は、市内における加工工程により返礼品の付加価値が生じていることを記した証明書を提出する必要がある。なお、付加価値の割合については市ホームページにて公表するものとする。
- ※ 自ら生産、製造等したもの以外を提供する場合は、魚津市ふるさと納税の返礼品として取扱うことについて生産者、製造者等の同意を得ていること。

(2) 返礼品の価格及び寄附金額

・返礼品の価格は、梱包料を含み、配送料は含まないものとし、一般販売価格を超えないこととする。非売品については、類似する商品を基準価格とする。配送料は、市が実費を負担する（提供事業者による支出は書留などの例外を除き生じない）。

・寄附金額は返礼品の提供価格、配送料、その他ふるさと納税に係る

経費により市が定めるものとする。

(3) 費用負担

- ・ 中間事業者が提供事業者に対し返礼品代金を支払う際に生じる振込手数料は提供事業者の負担とする。
- ・ 提供事業者の責めに帰すべき事由より返礼品の回収及び再配送を行った場合に係る費用（代替品代、修理代、配送料等）は、提供事業者の負担とする。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではない。
- ・ 代替品等による保証、交換その他クレーム対応に要する経費について本市は一切負担しない。

5 申込方法

市へ問い合わせた後、指示に従い誓約書を提出すること。返礼品の登録については、中間事業者の指示に基づき行うこと。

6 募集期間

随時募集。ただし、返礼品の登録については、総務省による審査・承認が必要となるため、掲載に時間を要する場合がある（最短2ヶ月程度）

7 登録申請に係る補足事項

事業者及び返礼品が本要項に定める要件を満たさなくなった場合や、ふるさと納税制度等の改正等により提供される商品が返礼品としてふさわしくないと判断された場合には、登録を取り消すことがある。

8 その他留意事項

- ① 返礼品を発送する際に限り、商品の紹介パンフレット等を同封することができる。
- ② 返礼品の産地名や加工地名、加工内容等は適正に表示することとし、市が必要と認めるときは、調査（実地調査を含む）を行うことができる。その場合、当該事業者はこれに協力すること。
- ③ 寄附者の個人情報の取扱いについては、魚津市個人情報保護条例その他関係法令を遵守すること。寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用してはならない。
- ④ 提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について本市及び中間事業者に遅滞なく報告することとする。また、商品に関する補償やクレーム対応について、市は一切責任を負わない。

- ⑤ ふるさと納税受付ポータルサイトへの返礼品の掲載順序や特集での返礼品選定、寄附額等については、市に一任するものとする。
- ⑥ 提供事業者は、返礼品の提供に係る業務において、市又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を補償しなければならない。
- ⑦ 提供事業者は、市又は中間事業者の求めに応じ事業者や返礼品に関する情報を提供すること。
- ⑧ 食品を返礼品とする提供事業者は、返礼品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品表示法等において遵守すべき事項の記載された書類を整備、保存しなければならない。また、市が必要と認める場合は、市職員が当該事業者に対し、実地調査ができるものとし、その場合、当該事業者はこれに協力すること。
- ⑨ 提供事業者が産地名の不適切表示や加工内容の虚偽申告を行った場合、市は返礼品の取扱いを停止し、登録を取り消すことができる。また、当該行為により、市に損害が生じた場合は、その損害賠償を請求することができる。
- ⑩ 本要項に定めのない事項並びに本要項に疑義が生じた場合は、市と提供事業者が協議の上、決定するものとする。
- ⑪ この要項は適宜改定することとし、改訂後はただちに最新版を市ホームページに掲載する。

適用年月日

平成 27 年 12 月 1 日
平成 29 年 4 月 1 日
平成 29 年 5 月 1 日
平成 30 年 5 月 15 日
令和 3 年 4 月 1 日
令和 6 年 8 月 1 日
令和 8 年 10 月 1 日